

[参考資料]

教職員互助会事業等の見直しについて

1. 現状と課題

- (1) 全国的に互助会への補助金が廃止されている
 - (2) 会員数及び給与総額の減少に伴う掛金収入の減少
- 中長期を見据えた事業の見直しが必要 ⇒事業検討委員会の設置

2. 事業検討委員会の意見

- (1) 補助金収入を前提としない事業等に見直す。
- (2) 事業の見直しの規模は、50,000千円程度とし、内訳は次のとおり
 - ① 約30,000千円：事業を県職員互助会実施事業や医療補助金などを考慮し支出削減
 - ② 約20,000千円：掛金率を見直し短期掛金収入を増額
短期掛金 3/1,000→3.5/1,000
長期掛金 7/1,000→6.5/1,000
- (3) 具体的な事業の削減案は、事務局において事業全体のバランスを考慮し作成

事業検討委員

氏名	選出区分(所属)
加藤 茂芳	石川県高等学校長協会 (金沢二水高等学校)
北谷 外志雄	石川県小中学校長会 (鳴和中学校)
荷方 邦夫	金沢美術工芸大学
国吉 正人	県教職員組合
越後谷 勇市	県教職員組合
越村 安紀子	県教職員組合
新明 宏	県高等学校教職員組合
山岸 吉輝	県立学校事務職員組合 (金沢桜丘高等学校)
粕野 健治	教育委員会事務局

各会の内容(主な意見)

第1回(7/9) 現状の把握と課題の整理

第2回(8/6) 各委員の意見・討議

- ・補助金がない前提で検討が必要
- ・事業の大幅削減を行い、掛金変更は最後
- ・医療補助は大事にすべき、や、反対の意見
- ・5年間程度健全運営可能な見直しを行う
- ・引当不足に係る議論(先延ばし案、不足解消案など)

第3回(10/7) 見直しの方向性の検討・意見のまとめ

- ・今後の事業展開のためには掛金率の変更も必要
- ・医療補助を是が否でも残すより、全体的に事業を削減
- ・県職員互助会事業に合わせ削減
- ・財務の健全化を優先すべき
- ・削減だけでなく新たな取組みも必要

教職員互助会事業等の見直しについて(概略)

(単位:千円)

掛金率	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
短期掛金3/1,000→3.5/1,000(事業活用資金) 長期掛金7/1,000→6.5/1,000(退職給付金原資)	132,100	△ 20,540	運営規程第6条第2項																															
永年勤続職員表彰式懇談会	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
懇談会を取り止める。	2,000	△ 2,000	—																															
音楽鑑賞会	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
事業費を縮小する。	500	△ 100	—																															
施設利用に係る助成	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
「大人」個人負担額:200円 ただし、高額かつ利用数が多い、 水族館500円、動物園400円 上記以外:100円。 ※県職員互助会(地共済)が全額助成としているプール施設 については、個人負担を導入しない。	14,000	△ 3,700	—																															
医療補助金	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
・医療費の自己負担金補助に係る基礎控除額 8,000円 → 10,000円 ・入院補助の1日あたり給付額 1,000円 → 700円	71,640 (46,640) (23,500)	△ 20,600 (△13,600) (△7,000)	給付規程第7条第2項、 第14条第2項 給付規程第14条の2																															
死亡弔慰金	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
給付対象を県職員互助会と同じにする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会員本人</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>実の親</td><td>氏が同じ</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>氏が異なる</td><td>○ → ×</td></tr> <tr><td>氏を同じくする親</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="3">会員の被扶養者</td><td>配偶者</td><td>○</td></tr> <tr><td>氏が同じ親</td><td>○</td></tr> <tr><td>子</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>上記以外</td><td>○ → ×</td></tr> <tr><td>配偶者の被扶養者</td><td></td><td>○ → ×</td></tr> <tr><td>会員及び配偶者の被扶養者でない子</td><td></td><td>× → ○</td></tr> </table>	会員本人		○	配偶者		○	実の親	氏が同じ	○		氏が異なる	○ → ×	氏を同じくする親		○	会員の被扶養者	配偶者	○	氏が同じ親	○	子	○		上記以外	○ → ×	配偶者の被扶養者		○ → ×	会員及び配偶者の被扶養者でない子		× → ○	15,270	△ 2,800	給付規程第11条、 第17条
会員本人		○																																
配偶者		○																																
実の親	氏が同じ	○																																
	氏が異なる	○ → ×																																
氏を同じくする親		○																																
会員の被扶養者	配偶者	○																																
	氏が同じ親	○																																
	子	○																																
	上記以外	○ → ×																																
配偶者の被扶養者		○ → ×																																
会員及び配偶者の被扶養者でない子		× → ○																																
無給与休職者見舞金	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
掛金相当の給付を廃止し、掛金を免除する。 (会員の負担軽減の主旨を尊重し、負担増を回避) 公的機関等から給付されなくなったときの給与月額 の50/100給付も掛金免除として見直す。	1,500	△ 330 (△350) (+20)	運営規程第5条の2、 給付規程第19条、 様式第5号																															
災害見舞金	H20予算額	効果見込額	関連規程																															
給付額を一律5万円の定額とする。	500	△ 400	給付規程第12条第1項																															
削減等効果見込額の合計		△ 50,470																																
その他の見直し・取組み	関連規程																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>項 目</td><td></td></tr> <tr><td>・映画鑑賞券斡旋販売の対象施設の拡大</td><td>—</td></tr> <tr><td>・テーマパークの法人会員登録による利用斡旋</td><td>—</td></tr> <tr><td>・観劇等の助成事業の実施</td><td>—</td></tr> </table>	項 目		・映画鑑賞券斡旋販売の対象施設の拡大	—	・テーマパークの法人会員登録による利用斡旋	—	・観劇等の助成事業の実施	—																										
項 目																																		
・映画鑑賞券斡旋販売の対象施設の拡大	—																																	
・テーマパークの法人会員登録による利用斡旋	—																																	
・観劇等の助成事業の実施	—																																	